

一、下奉行石步付等に參候刻、間竿・大がね其外持參之役人、相見之奉行切手に下奉行可加判。相見無之時は、割場へ斷、役人可請取事。

右被仰出之通無相違可有裁許者也。

萬治三年六月十日

御普請奉行
割場奉行

私に記す。千石に十人丸役、此内七步御免。殘而三步之内、三の一人は人役、三の二銀役也。

右は千石以上の割、千石に不滿は皆銀役也。

百石には三步通り、一人一日七分。此内七步御免、殘而

三步役二分一厘、一年分七十五匁計。但し百石迄は無役、

百拾石と成候得ば百拾石の御役仕也。

與力は百石に而も御役勤候。

年寄衆 御用番 千石引
人持組頭 千石引
御城代 千石引

御家老 無役引
若年寄 無役

二三 家屋敷引越候者役引之儀 御定

所々引越役引之覺

一、御國之内、遠所より金澤に引越、新屋敷被下者、十二ヶ月役引之事。

一、同金澤に引越、元來家屋敷有之者、五十日役引之事。

一、金澤より御國之内遠所に引越、新屋敷被下者、六ヶ月役引之事。

一、同遠所に引越、末に而家屋敷被下者、役引申間敷事。

一、御國之内遠所に有之、所を替他所に越、新屋敷被下者、六ヶ月役引之事。

右之通被仰出者也。

萬治三年十一月十一日

二四 御用被仰付候者役引之儀 御定

覺

一、御普請役勤面々、御用被仰付者、其日より役引可被仕事、

一、御用被仰付面々、被成御赦免候者、其翌日より可爲致役入事。

右之通可被得其意候。以上。

萬治三年十二月十六日

二五 御普請役引利足之儀御定

御普請役銀利足之儀、縦年越候而茂、如御定一ヶ月越二步宛取立可被申候。以上。

寛文元年二月九日 寄合

二六 前田對馬等役引之儀覺

覺

一、五千石引 前田對馬

一、同 奥村因幡

一、同 津田玄蕃

一、半役引 篠嶋豐前 與力共

一、千石引 本保儀右衛門

一、同 津田宇右衛門

一、三百石引 今枝助太夫

一、二百石引 不破八郎兵衛

一、百石引 根來善右衛門

一、半役引 前田刑部 與力

無役

小幡宮内

前田丹後

前田主殿

堀七郎兵衛

伊藤内膳

菊池大學

長谷川惣兵衛 與力共

長谷川伊右衛門

前田刑部

前田平左衛門